

中小企業地域資源活用プログラムの概要

第166回通常国会において、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が4月27日成立し、6月29日に施行された。これは国が本年度に中小企業施策の大きな目玉としている中小企業地域資源活用プログラムの中核をなすものである。以下にこのプログラムの概要について掲載する。

1. 中小企業の地域資源を活用した事業展開に対する支援の重要性

①地域間格差の拡大が懸念される中で、地域がそれぞれの強みをいかして自立的・持続的な成長を実現していくことが重要。

②産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある産業資源(地域資源)は、域外への事業展開において差別化の要素となり得るもの。したがって、地域経済の主体である中小企業の地域資源を活用した創意ある取組を推進し、それを核として地域資源の価値向上(ブランド化など)を図り、地域の強みをいかした産業を形成・強化していくことが重要。

③しかしながら、地域中小企業には以下のような課題が存在している。

ア、市場調査、商品企画、商品開発、販路開拓等に必要ノウハウや人的ネットワーク、資金、人材を確保することが容易でなく、域外市場を狙った新商品等の開発・事業化が実現されにくい。

イ、域外市場に関する情報や人的ネットワークが不足していることから、地域資源の価値を認識して新しい取組につなげる動きが起こりにくい。また、地域ブランドの確立など、地域全体で地域資源の価値を高めていくことは容易ではない。

④こうしたことから、「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、以下の2項目を柱とする支援を行う。

ア、域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援

イ、地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値向上(ブランド化等)に対する支援

以上を行うことにより、各地域の「強み」となり得る地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発・市場化を、関係省とも連携して総合的に支援する。地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000創出する。

2. 地域の強みとなり得る地域資源の3類型

産地技術

地域資源とは、①地域の特産物として相当程度認識さ

れている農林水産物または鉱工業品、②特産物となる鉱工業品の生産にかかわる技術、③地域の観光資源として相当程度認識されているものの3点。

地域資源を活用した中小企業の取り組みは大きく分けて(1)産地技術型、(2)農林水産型、(3)観光型の3類型となる。全国にはこの3類型に当てはまる地域資源を活用した果敢な挑戦がすでに動いている。

《具体的事例1・産地技術型》

山形カロツェリアプロジェクト(山形県)では、世界的に著名な工業デザイナーが中心となって、03年度に鋳物、木工、繊維などの県内の優れた職人が高品質の商品化を目指す「山形カロツェリア研究会」がスタートした。06年1月には選抜した5社の製品群を「山形工房」のブランド名で、海外の国際見本市「メゾン・エ・オブジェ」に出展。多数の商談が進行中。

《具体的事例2・農林水産型》

千葉県富浦町(現南房総市)は主要産業の観光関連産業が衰退し、91年には観光客が20万人に激減。そこで、とみうら(南房総市)は特産品の枇杷(びわ)を活用したソフトクリームなどの開発や「南房総いいとこどり」と題した観光情報の発信などを総合的に展開した。現在は観光客数は年間100万人以上という。とみうらのプロジェクトは年商6億円(利益約1,500万円)に発展している。この事業化を契機に地域内に同様の事業を行う加工事業者なども生まれている。

《具体的事例3・観光型》

熊本県南小国町にある黒川温泉。10年ほど前までは全国に数ある温泉街の一つに過ぎなかった。危機意識が高まるなかで地元・温泉旅館の新明館が中心となり、敷地内の岩山を掘り抜いた露天風呂や樹木整備などを行い、独特な雰囲気温泉郷を実現した。これを機に地域内の温泉旅館が協力して、地域一体となった景観づくりが進んだ。こうした取り組みにより現在、年間観光客数は約130万人を超えている。

3. 「中小企業地域資源活用プログラム」の概要

(1)中小企業地域資源活用促進法に基づく支援

(域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

ポイント

①地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。②マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。③産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。④首都圏など大都

市、更には海外市場を視野に。

スキーム

国が基本方針を策定



都道府県が基本構想を策定し地域
資源を指定（国が認定）



中小企業が地域資源活用事業計画を作成
（国の地方支部局が認定）



地域資源を活用して新商品開発等を行う計画



支援措置

- 試作品開発等に対する補助金
- 設備投資減税
- 政府系金融機関による低利融資
- 信用保証枠の拡大
- 投資育成株式会社法に係る特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証等
- 専門家等によるアドバイス等
- 中小機構・JETRO・国際観光振興機構による販路
拡大支援
- (2)その他の支援（地域資源を活用した新たな取組を掘り
起こすための支援等）
- 「地域中小企業応援ファンド」（中小企業基盤整備機
構に5年間で2000億円程度の資金枠を確保）
- 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開
設
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に
対する支援
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発
に対する支援等（●は予算事項）

4. 中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等に対する主な支援措置（域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援）

《補助金等》○地域資源活用売れる商品づくり支援補助金…試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助。
○マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス（ハンズオン支援事業）○中小企業基盤整備機構が主催する商談会やアンテナショップに対する優先的な出展（中小機構交付金）

《融資等》○政府系金融機関による低利融資（中小公庫、国民公庫、商工中金）…必要な設備資金及び長期運転資金を低利で融資。○信用保証協会の債務保証枠の拡大（中小企業信用保険法の特例）…既存の保証制度とは別枠での債務保証を実施。○高度化融資…組合が行う施設の整備に必要な資金を都道府県と中小機構が協力して融資。○食品流通構造改善促進機構による債務保証等…食品関係の取組に必要な資金の借入れに係る債務保証等を実施。
《税制》○設備投資減税（中小企業等基盤強化税制）…機械及び装置を取得した場合に取得価格の7%税額控除又は30%特別償却、機械及び装置をリースした場合にリース費用の総額の60%相当額の7%の税額控除

5. その他の支援措置

- (1)地域資源を活用した新たな取組の掘り起こし○地域資源活用企業化コーディネート活動支援、普及啓発（中小機構）○地域資源活用研究開発事業（委託費）○市場志向型ハンズオン支援事業（委託費）
- (2)地域資源の価値向上（ブランド化等）に向けた地域一体の取組に対する支援○地域資源活用販路開拓等支援事業（補助金）○JAPANブランド育成支援事業（補助金）○（独）中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設

問合わせ先 中小企業庁経営支援部経営支援課
電話：03-3501-1763（直通）

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム

